

生徒心得

県立茅ヶ崎西浜高等学校の生徒としての自覚と誇りをもって、本校の教育方針をよく理解し、健全な学校生活を送るとともに、将来社会の有為な形成者となるため次の諸規定を定める。

〔1〕学 習

- (1) 生徒の生活の中心は学習にある。しっかりした学習計画を立て、自主的かつ積極的に展開するよう最善の努力をすること。
- (2) 教室は常に清潔を保ち、清々しい気分で学習活動ができるよう心がけること。

〔2〕登 下 校

- (1) 登校する時間は午前8時30分までとする。ただし、特別な事情で変更となることがある。
- (2) 登下校の際は常に交通規則や交通道徳を守る。また、事故が発生した場合は、本人または代行者がただちに学校に連絡すること。
- (3) 自動二輪車、原付自転車、四輪車等による登下校及び制服乗車は禁止する。また怪我等特別な場合を除き、家族が運転する自家用車での送迎も禁止する。
- (4) 通学に自転車を利用する場合は、事前に自転車通学届を提出するものとする。
- (5) 通学に利用する自転車には、必ず所定のステッカーをつけること。自転車は指定された場所に駐輪し、施錠すること。
- (6) 自転車の二人乗り・並走等危険な運転は絶対にしないこと。交通マナーに違反する行為については厳しい指導を課す。
- (7) 公共交通機関を利用する際は、マナーを守り周囲に迷惑がかからないようにすること。

- (8) 欠席・遅刻・早退等は、すみやかに学校（学級担任）に保護者等が連絡をとること。なおそれが前もって明らか場合には本手帳諸届欄を使用し事前に担任へ届けること。
- (9) 病気欠席が10日以上にわたる時は、医師の診断書またはそれに代るものを提出すること。
- (10) 登校後、下校時までは許可なく校外に出ないこと。やむを得ず外出しなければならない時は、必ず担任に申し出て許可を受けること。
- (11) 下校時刻は次の通りとする。
3月～10月 17:00
11月～2月 16:30
- (12) 下校時刻以後、残留を希望する者は学級担任または部顧問等関係職員に申し出て指導を受けること。
- (13) 部活動等で休日登校をする場合は、事前に部顧問または関係職員の指示を受けること。
- (14) 忌引の基準は次の通りである。
父母…7日、祖父母…3日、兄弟姉妹…3日、伯叔父母…1日

〔3〕校内生活

- (1) 校舎内外における生活環境の美化につとめ、気持ちよく学校生活を送れるよう努力する。
- (2) 学校の施設・物品等を使用する場合は、事前に届け出て関係職員の指導を受けること。
- (3) 公共物は大切に扱うこと。万一、施設・物品等を破損した時は、いかなる場合もただちに担任に届け出て、その指示を受けること。
- (4) 必要以上の金品や、学習に直接必要のないものは学校に持参しな

い。定期券・時計などの貴重品類は常に身につけるなど、各自で管理すること。所持品には記名すること。

- (5) 携帯電話については学校生活の妨げにならないように使用・所持すること。

行事・学習活動・授業，その他教員や職員により禁止されている場面では絶対に出さないこと。カバンやロッカー等に自分で管理し，作動しないようにしてしまっておくこと。

音楽機器やゲーム機器，その他これに類する機器についても同様である。

禁止されている場で携帯電話，音楽機器，ゲーム機器などを出したり，作動したりした場合は厳しい指導を課す。

- (6) 遺失物・拾得物はただちに職員に届け出ること。
- (7) 掲示物・印刷物・出版物等の掲示，配布及び放送等は関係職員の許可・指導を受けること。
- (8) 学校の許可なく生徒間での金銭の徴収は絶対にしてはならない。また貸借も避けること。
- (9) 飲酒・喫煙・薬物乱用等，法律に触れることはもちろん，高校生としてふさわしくない行為は絶対にしてはならない。
- (10) 校内における集会や行事等の開催については，必ず学校の許可を受けること。
- (11) 火気を使用する際は，関係職員の許可を受けて指示に従うこと。
- (12) 放課後，最後に教室を出る者は，室内を整頓し，電源・戸締り等に充分留意すること。

〔4〕校外生活

- (1) 旅行・登山・キャンプ・スキー等に出かける場合は，学校へ届け

を提出すること。また，計画・実施に際しては，保護者等と十分相談のうえ，無理のない安全な旅行を心がけること。

- (2) アルバイトは勉強の妨げになったり，風紀上・安全上の問題も起こりがちなので，保護者等と十分相談したうえで行うこと。なお，必要な場合，アルバイト届を学校に提出すること。
- (3) 風紀上好ましくない飲食店及び娯楽施設等に立ち寄らないこと。
- (4) 保護者等に無断で夜間外出・外泊は絶対にしないこと。

〔5〕服装等の規定

本校指定の制服を着用し，華美・粗野を避け，常に清潔にして高校生らしい服装を心がける。

- (1) 本校指定の紺色三つボタンプレザー，灰色ストライプズボン，灰色チェックスカート，本校スクールカラーのネクタイ又はリボン，青色ボタンダウンシャツを着用するものとする。
夏の略装期間は，本校指定の灰色ストライプズボン，灰色チェックスカート，半袖青色ボタンダウンシャツ，指定のポロシャツを着用するものとする。
- (2) プレザー内にニットベスト，セーター，カーディガンを着用する場合は，本校指定のものを着用する。ただし，43期生については市販のニットベスト，セーター，カーディガン（華美でないもの）を着用してもよい。
- (3) 夏の略装期間は6/1～9/30とし，その前後1ヶ月間を移行期間とする。
- (4) 登校時の履物は華美でないものを用いる。
- (5) 上履，体育館履は本校指定のものを着用し，下履と明瞭に区別する。
- (6) 髪型は端正で，清潔を保つこと。パーマ・染髪・脱色・化

粧・ピアス等はしない。

- (7) カバンは高校生の所持品としてふさわしいもの、特に登下校時に他人の迷惑とならないものがよい。
- (8) 休業中に登校する場合も、定められた服装をする。
- (9) やむを得ない理由により異装をする場合は担任に所定の様式で願い出て、許可を受ける。

〔6〕そ の 他

本校の生徒として、良識ある行動をとるよう心がけること。